

3月定期総会会議録

会議の開催日時 令和5年3月9日（木） 13時30分 ～ 15時30分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1 会議室

会 議 の 内 容 議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第8号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第10号 非農地判断の可否の決定について
議第11号 彦根市農用地利用集積計画（案）

出席委員は下記のとおりである。

1 大西 太郎(副会長)	11 辻 宏
2 木村 数茂	12 片山 敏雄
3 成宮 一郎	14 近藤 章
4 伴 孝子	15 森 安正
5 北川 誠	16 北川 秀夫(Cブロック長)
6 田中 金二(会長)	18 西川 末美
7 岸田 つるゑ	
8 松宮 秀治(副会長)	
9 野田 一光(Aブロック長)	
10 疋田 喜久夫	8 澤田 勘一(Bブロック長)

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおりである。

4 古川 與志継	9 小林 爲夫	10 北川 俊治	15 北村 善夫
17 吉田 定一	18 服部 茂樹	20 山本 寿也	

欠席委員は下記のとおりである。

13 北村 文尾	17 茶木 洋子
----------	----------

会議に出席した事務局員は下記のとおりである。

局 長 坂井 博之	係 長 西村 憲一
-----------	-----------

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおりである。

主 事 野崎 悠平

当日の記録係

係 長 西村 憲一

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから 3 月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。北村委員と茶木委員が、女性の農業委員会活動シンポジウムに出席されているため、欠席の報告を受けています。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の 4 番 古川 委員、9 番 小林委員、10 番 北川委員、15 番 北村委員、17 番 吉田委員、18 番 服部委員、20 番 山本委員に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。2 番 木村委員、3 番 成宮委員にお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を 3 月 3 日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 疋田 喜久夫 委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（西村 係長）

議第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請

議第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請

議第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請

議第 10 号 非農地判断の可否の決定について

議第 11 号 彦根市農用地利用集積計画（案）でございます。

○ 議長（田中 金二）

それでは、議第 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（坂井 博之）

それでは、本件については、以前、令和 3 年 8 月の定期総会において、金属類のリサイクル業を営む大津市の業者が資材置場とする計画で農地法第 5 条による転用許可申請のあった場所ですが、地元自治会にきちんと事業説明がされていなかったこと、また、申請人である譲渡人の一人から、事務局に対して、直接、本人の了解なしで申請書が提出されている旨の連絡があり、申請意志がないことを確認しましたことなどから「不許可」としています。今回は、そのあとを引き受けてということになるのですが、農地転用ではなく農地のままの利活用を図るというものです。今回の申請に係る譲受人は、不動産会社の代表を務める者なのですが、業務上、県外の方から実家の売却等の依頼を受ける際に農地の処分も併せて何とかならないかといった相談が年々多くなってきている状況の中、農地が処分等できず、そのまま放置されて耕作放棄地になっていくのは忍びないということで、そうした農地を買い受けて果樹栽培に取り組みたいとされています。本来、会社で所有し、管理・運営できれば良いのですが、農地法上できないことから、まずは個人で新規就農し、農作物を栽培し、経験を積んでみて、ゆくゆくは農地所有適格法人化を目指したいとされており、果樹栽培の経験を積んだ後は、苗木のオーナー制度や近隣の小学生への農業体験等を企画したり、そうした活動を通じて専業農家を目指す若い人たちに農地を継承していきたいとも説明されています。現在の計画では、「桃」を栽培したいとして、県農産普及課や農協とも相談され、営農計画を検討されているところであり、本申請地以外でも、東近江市や愛荘町で先行して事業を進められるようで、既に苗木も確保されていると聞き及んでいます。本申請地に関しては、許可後、畑への農地使用変更届出を行うのと併せて、用水路からの漏水を防いだり、栗石等を敷設して排水機能を改善し、道路高まで軽く盛土したいとされており、また、お隣には●●さんがあるので、肥料や農薬などが生簀に入らないようにビニールハウスかガラス温室を建てて、その中で肥培管理していきたいと考えられておりますが、具体的な製品や配置等までは決めておられません。新規就農者による農地の取得に係る農地法第 3 条の許可に係る判断については悩ましいもので、法令の定めによるところは、後ほど担当から報告させていただきますが、この 4 月から下限面積要件は廃止されるものの、それ以外の「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」は継続されます。本申請にあたり、「全部効率利用要件」

や「農作業常時従事要件」については、これから実績を積まれるということもあり、正直判断に迷うのですが、国が示している事務処理基準には、「判断にあたっては、農地等の効率的な利用が確実に図られるかを厳正に審査する必要があるが、いたずらに厳しく運用し、排他的な取扱いをしないように留意する。」とあります。また、今回、地元に対して事業説明もされていて、地元の農業関係者の同意も得ておられるように聞き及んでおりますことから、地域調和要件については問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北川 誠委員、小林委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 北川 誠 委員

申請人は、他の場所で果樹園をやっているとのことですが、桃の栽培は手探りのようです。ただ、遊休農地である場所の活用はいいことで、これからの経過を見守っていくしかないと思います。

○ 小林 爲夫 委員

事務局の説明のとおりですが、年末に申請者から自治会に対して、当該地で桃の栽培がしたいとの活用の説明がありました。申請者は新規就農の形になり、排水の関係をしっかりする、桃の栽培のため土の入れ替えなどの改良をするとのことでした。本人としてはやる気があり、しっかりとやっていきたいとの意志があり、現地立ち合いでも申請者には話しましたが、農地として活用してもらいたいと伝えています。また、周囲に迷惑がかからないように配慮、対策することについても約束しました。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか

○ 北川 秀夫 委員

3年間は栽培するなどの決まりはあるのか？

○ 事務局（坂井 博之）

そのような期限の決まりはなく、3年3作も撤廃されます。

申請者はまずは地盤を改良していくとのことで、同時に関係機関から助言を受けて営農に勤しむとのことで、今後、営農計画等の資料の提出を求めて確認したいと考えます。

○ 議長（田中 金二）

案件の内容からして、許可はやむを得ないと思いますが、注意深く見ていかないといけない。経過観察をしっかりと見ていく必要があると思います。それでは、他に異議がないようですので、所有権の移転1件、異議なしと認めますので、許可とします。

続きまして、議第8号農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

申転用目的は住宅用地です。●●さんは、相続により申請地を取得されましたが、先代のお父さんの時に、増築して庭園などにして埋め立てて、住宅敷地として一体的に利用をされてきました。今回、●●さんが土地の整理を行ったところ、建物の一部の登記地目が農地になっていることがわかり、当時、農地法の手続きがされていなかったことが判明したため、申請がなされました。申請地は、日夏町集落内にある農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲に住宅、公共関連施設が連たんしていることから、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上、転用が可能です。こちらが現場写真です。北側には太陽光パネルが設置されており、周囲は住宅に囲まれております。あと農地の一部は建物が建っています。次に土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、隣地も含めて住宅用地として変わらず利用されます。また、顛末書が添付されており、今後は農地法を遵守する旨誓約をいただいています。これらのことから一般基準についても問題がないものと思われれます。説明は以上です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について近藤委員、古川委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 近藤 章 委員

問題ありません。

○ 古川 與志継 委員

事務局の説明のとおり、問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、自作地の転用 1 件異議なしと認めますので、許可とします。続きまして、議第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

転用目的は資材置場で、売買による所有権の移転になります。申請者の●●さんは、彦根市エリアで建設造成工事を行うにあたり、市内に資材置場を保有しておらず、事業の拡大もあり、長浜から、県道沿いで利便性のよい場所を探していたところ、譲渡人の●●さんとの間で売買の話がまとまり申請をされました。申請地は、湖岸道路沿いにある農業振興地域の白地農地エリアにあたります。立地基準に照らして判断しますと、周辺はコンビニエンスストアや住宅、施設が連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上、転用が可能です。こちらが現場写真です。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。申請地は、湖岸道路に面しており、乗り入れしやすいように 30 cm ほどかさ上げがなされて、道路高に合わせて造成が行われます。周辺の被害防除措置については、雨水は地下浸透となり、隣地に影響が出ないように周辺には素掘り水路をはわして水返しを設けます。前面道路の歩道には、暗渠の溝蓋があり、車両の出入りによって溝蓋が割れる可能性があるので、使用許可については道路を管轄する滋賀県土木事務所とのあいだで現在、協議を重ねているとのことです。また、申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。さらに、北部土地改良区さんの問題ない旨の意見書を添付いただいておりますこと、一般基準についても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北川 秀夫委員、北川 俊治委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 北川 秀夫 委員

入口あたりの暗渠の溝蓋のことを現地で伝えています。申請に問題ありません。

○ 北川 俊治 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。2 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

売買による所有権移転を伴う転用になります。●●さんは、経営する自動車販売整備の敷地が手狭となり、車両の保管が必要になったため、営業所の隣地を借りることについて 2 月総会で許可を出していますが、今回、保有する車両の保管用地が足りないことがわかり、さらに隣地を利用したいとのことで、譲渡人とのあいだで売買の話がまとまり、申請に至りました。申請地は、湖岸道路沿いにある農業振興地域の白地農地エリアにあたります。周辺農地から判断しますと、区分としましては第 1 種農地であると判断できます。第 1 種農地での転用は原則不許可ですが、県道である湖岸道路の沿道沿いで、流通業務施設でこれらに類する施設において、自動車修理工場は例外的に認められるとされており、許可が可能となります。こちらが現場写真です。2 月総会でご審議、許可をいただきました場所のちょうど地つなぎの農地になります。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。申請地は湖岸道路から 30 cm 程度下にあり、そのままの高さで利用されます。表土を鋤取り保管する自動車の出入口は地つなぎとなっている営業所からの乗り入れとなります。周辺農地への被害防除措置につきましては、雨水は地下浸透となり、北側の境界には土留めブロックを設置し、東側の境界は法面を舗装して土砂の流出を防止することとすることで問題ないと判断されます。東側の農地に面している法面付近に植わっている樹木がありますが、根まで抜いてしまうと法面が崩れる恐れがあると、現地確認の際に、委員より指摘があり、枝や幹は伐採して、根っこ部分はそのまま地中に保存することです。申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。さらに、北部土地改良区さんの問題ない旨の意見書を添付いただいておりますこと、一般基準についても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北川 秀夫委員、北川 俊治委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 北川 秀夫 委員

問題ありません。

○ 北川 俊治 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。3 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

売買による所有権移転を伴う転用になります。●●さんは、電気工事業を営んでおられ事業の拡大で、事業所敷地内の車両の駐車場所や資材置場スペースが手狭になり、隣地の申請地に、新たに資材置場と従業員用の駐車場を設置したいとのことで譲渡人とのあいだで売買の話がまとまり、申請に至りました。申請地は、農振区域外、白地の農地です。市街地から湖岸道路に抜ける県道に面しており、東側に自動車販売、西側に申請人の事業所に挟まれており、立地基準に照らして判断しますと、農地区分としましては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上、転用が可能です。こちらが現場写真です。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。申請地は道路高に合わせるべく、盛り土を行ってかさ上げがなされます。周辺の被害防除措置については、水路に面する北側にはL字擁壁が設置されて、水路側に土砂が流出しないよう施工されます。雨水は地下浸透ですが、東側の自動車販売側には可変側溝が設置されて、最終的に集水桝に流れる予定です。出入口は前面道路からになり、県道側に沿ってながれる水路は農業用水路となっており、地元の農業組合の要望により、用水路が土砂などで塞がることのないように、定期的に清掃を行うようにすること、そして出入口の水路を渡る部分には取り外すことができるようにグレーチングが設置されます。申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。さらに、大藪土地改良区にかわる大藪農業組合より問題ない旨の意見書を添付いただいておりますこと、一般基準についても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について北村 善夫委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 北村 善夫 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については会長許可とします。4 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

転用目的は駐車場で、売買による所有権移転を伴う転用になります。●●さんは、申請地北側に店舗を所有しており、1階に飲食店、美容室、2階に2つの学習塾、エステサロンがテナント入居していますが、各店舗の従業員と来客用の駐車場が慢性的に不足している状況で、テナントは現在5店舗ですが、近々、新たにもう1店舗、飲食店が入居する予定とのことで、従業員の駐車場も確保すると現在の駐車スペースでは到底足りないとのことで、道を挟んで店舗から最適な場所でもあることから、譲渡人2人とのあいだで売買の話がまとまり、申請に至りました。申請地は、日夏ニュータウンの西側、市道芹橋彦富線沿いにある農振白地の農地です。まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲は住宅にかこまれ、連たんしていることから、農地区分としては第3種農地であると判断できます。第3種農地は立地基準上、転用が可能です。こちらが現場写真です。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。申請地は北側と西側の道路の高さに合わせるべく、盛り土を行ってかさ上げがなされます。周辺の被害防除措置については、雨水は自然浸透ですが、隣地境界には法面舗装がなされます。農地は南側に存在しており、耕作はされていない状態ですが、現地確認の際に、道路から降りるスロープをふさがないように指導しております。駐車スペースは、車両の旋回場所や通路も確保するとのことです。また、申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。さらに、隣地承諾書や南部土地改良区より問題ない旨の意見書を添付いただいておりますこと、一般基準についても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について近藤委員、古川委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 近藤 章 委員

特に問題ありません。

○ 古川 與志継 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件については許可とします。5 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

5 条転用の 5 番案件です。転用目的は資材置場で、賃貸借による権利の設定になります。借り人の●●さんは、2018 年頃から滋賀県内で関西電力の送電線の鉄塔建設の工事を行っていて、現在、豊郷町内で工事を行っています。今後、県の北部や福井県で関西電力関連の工事を受注する予定があり、兵庫県から資材の運搬コストや、長距離を移動する従業員の負担軽減を考え、資材保管の中継点として、幹線道路沿いで交通の便が良い最適な用地を探していたところ、貸人の●●さんとのあいだで賃貸借の話がまとまり、申請に至りました。申請地は、県道大津能登川長浜線沿いにあり、周囲は住宅、雑種地に挟まれて連たんしていることから、農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上、転用が可能です。こちらが現場写真です。続きまして、こちらの土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。申請地は県道沿いの高さまで盛り土を行い出入口は県道側からになります。県道沿いには歩道とフェンスがあるので、現在、道路管理を行う滋賀県湖東土木と協議中とのことです。盛り土の搬入や造成工事は、南側の隣地から進入して行うとのことで、隣地地権者は貸人の親族ということで了承済みです。被害防除措置については、西側の農地に影響がないよう、敷地境界より 1 m あけて法面勾配をつけます。雨水については自然浸透ですが、隣地農地との境界には U 字溝を這わせて北側の集水桝へ流れるよう処理されます。周辺にはガードフェンスを設けて資材等が隣地周辺へ飛ばないように防護します。また、申請目的実現の確実性につきましては、見積書と残高証明書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。さらに、隣地承諾書や愛西土地改良区より問題ない旨の意見書を添付いただいておりますこと、一般基準についても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について野田委員、山本委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 野田 一 亮 委員
特に問題ありません。

○ 山本 寿也 委員
問題ありません。

○ 議長（田中 金二）
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）
異議がないようですので、本件については会長許可とします。6 番目、7 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）
5 条許可申請の 6，7 番案件でございます。申請人である借り人が同じであるため、合わせてご審議いただきたく思います。

いずれも転用目的は作業ヤードで、一時転用の賃貸借による権利の設定になります。なお、一時転用の期間は令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月 31 日までの約 1 年間です。今回の申請内容は、昨年から審議をいただいて許可を出しております東海道新幹線の防音壁の補強工事、索道防護の撤去を行う目的の一連の申請となります。索道防護は、1930 年代から 70 年代にかけて、住友大阪セメントが石灰岩の原石を空中索道で輸送を行っていた時の名残ですが、耐震上問題があることから、防音壁の補強に合わせて撤去されることとなりました。今回、新幹線の高架橋に面した土地が必要となったため申請がなされました。申請地は、東海道新幹線沿いにある農地で、周辺の環境から農地区分としましては第 3 種農地であると判断できます。第 3 種農地は立地基準上、転用が可能です。こちらが現況写真です。続きまして、土地利用計画図をご覧ください。6、7 番案件のいずれの申請地には、砂、碎石、その上に鉄板が敷かれて重機が沈み込まないように補強し、作業ヤードとして利用されます。また、申請目的実現の確実性につきましては、農地に復元するまでの見積書と残高証明書を添付いただいておりますことから、問題ないと判断されます。さらに、土地改良区の受益地ではないことを確認しておりますこと、隣地承諾書も添付されていることから、一般基準についても問題ないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）
ただいまの件について松宮委員、吉田委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 松宮 秀治 委員
特に問題ありません。

○ 吉田 定一 委員
問題ありません。

○ 議長（田中 金二）
ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）
異議がないようですので、本件については許可とします。8 番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

賃貸借による権利の設定を伴います。譲受人である●●さんは自然エネルギーによる発電事業を営んでおられます。今回、貸人と話がまとまったことから、当該申請地に太陽光発電施設を設置したいと申請されたものです。なお、申請地の南側の隣地である●●番地は、令和元年 5 月に今回の借り人である●●が、太陽光発電施設設置の農地転用を申請、許可を得て、現在稼働しております。申請地は鳥居本公園の南に位置する市街化調整区域内の白地の農地となります。まず、立地基準に照らして判断しますと、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、農地区分としましては第 2 種農地であると判断できます。太陽光発電施設は立地基準上、第 2 種農地から許可可能です。こちらが現場写真です。続きまして、土地利用計画図をご覧ください。一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としまして、太陽光パネル 172 枚を設置します。施設の最大出力は 70.52 k w、設置角度 30 度となっております。まず、周辺農地への被害防除措置等につきまして、雨水については浸透が可能な防草シートを設置し、地下浸透しない分につきましては申請地西側に隣接する水路へ放流するため問題ないと判断されます。次に申請目的実現の確実性につきましては、資金計画としまして、見積書と金融機関の残高証明書を添付いただいておりますことから、資金面の問題がないことを確認しております。また、関西電力の連携系統については承諾済みであり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書申請についても完了しておりますことから、転用の確実性については問題ないと判断されます。併せて、土地改良区の問題ない旨の意見書、地元自治

会の同意書を添付いただいておりますことから、一般基準についても問題がないものと思われます。説明は以上でございます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について松宮委員、服部委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 松宮 秀治 委員

前回許可した太陽光パネルも稼働しており、申請は問題ありません。

○ 服部 茂樹 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、所有権の移転および権利の設定を伴う転用 8 件異議なしと認めますので、許可とします。

推進委員の皆さんは退席されて結構です。山本委員は次の案件がありますので残ってください。

－ 推進委員退室 －

○ 議長（田中 金二）

続きまして、議第 10 号 非農地判断の可否の決定について議題として取り上げます。

事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

非農地判断につきましては、各市町村の農業委員会は現況が山林であるもの、農地に復元しても農地としての利用が困難なものにつきまして、非農地判断を積極的に進めていくようにという国の指導がありましたことから、彦根市農業委員会としまして、「彦根市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、一昨年から検討委員会を設置し、非農地判断を検討しております。このたび、一昨年に行いました農地パトロールで非農地と判断しうる農地につい

て、個別具体的に検討しておりましたが、当時は、地権者側の事情により、非農地判断検討委員会で保留となって非農地判断には至りませんでした。今回、地権者の方から同意書が提出されたとのことで、改めて2月に非農地判断検討委員会を開催しました。前のスライドをご確認ください。場所は写真のとおり、周辺と同様に山林化しています。長年にわたり、地元でも農地であったことも記憶にあらず、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であることが明らかであるため、検討委員会として非農地判断を行うことは妥当であると判断されました。今回ご審議いただく農地につきましては、非農地判断を行うことについて、地権者および土地改良区からはすでに同意を頂いているところとなります。なお、今後の手続きとしまして、非農地と判断するとの決定をいただきましたら、所有者および農林水産課や税務課等の市役所内の関係部署、法務局や土地改良区などの関係機関に非農地としたことを通知します。また、法務局には税務課を通じて登記地目の変更を依頼しますので、問題がなければ登記地目も変更されることとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について野田委員、山本委員が立会をされています。何かコメントがあればお願いします。

○ 野田 一光 委員

やむをえないと思います。特に問題ありません。

○ 山本 寿也 委員

土地改良区のパイプラインが埋設されておらず、昔から地元でも農地の認識もありません。非農地判断は妥当と思います。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、非農地判断の可否の決定について異議なしと認めますので、許可とします。山本委員さんは退席されて結構です。ご苦労さまでした。

— 農林水産課職員入室 —

続きまして、議第11号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。事務局

より説明をお願いします。

○ 事務局（坂井 博之）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告

報告第 7 号 農業者の資格証明書交付状況報告

報告第 8 号 農地使用変更届出報告

報告第 9 号 下限面積要件の廃止について

報告第 10 号 彦根市空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱の廃止について

報告第 11 号 農地法第 3 条第 1 項の規定にかかる三年三作通知の廃止について

議案書の 9 ページ目、報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出報告、今月は 9 件、面積は 14,473 m²です。

議案書の 11 ページ目、報告第 7 号 農業者の資格証明書交付状況報告、今月は 1 件です。

議案書の 12 ページ目、報告第 8 号 農地使用変更届出報告、今月は 1 件、面積は 244 m²です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（西村 憲一）

局専報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告

局専報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告

議案書14ページ目 局専報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告、今月は1件、面積は307㎡です。

議案書15ページ目 局専報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告、今月は4件、面積は8,197㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。無いようですので、それでは、慎重に審議いただきありがとうございます。これをもちまして、3月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。